

## 定置用蓄電池の補助に関する考え方（再エネ補助金）

令和3年度から定置用蓄電池を補助対象機器に追加しました。補助要件の他、補助対象区分について下記のとおりまとめたので、導入をご検討されている方はご確認ください。

### ①蓄電池を後付けする場合（既設太陽光発電と連系）

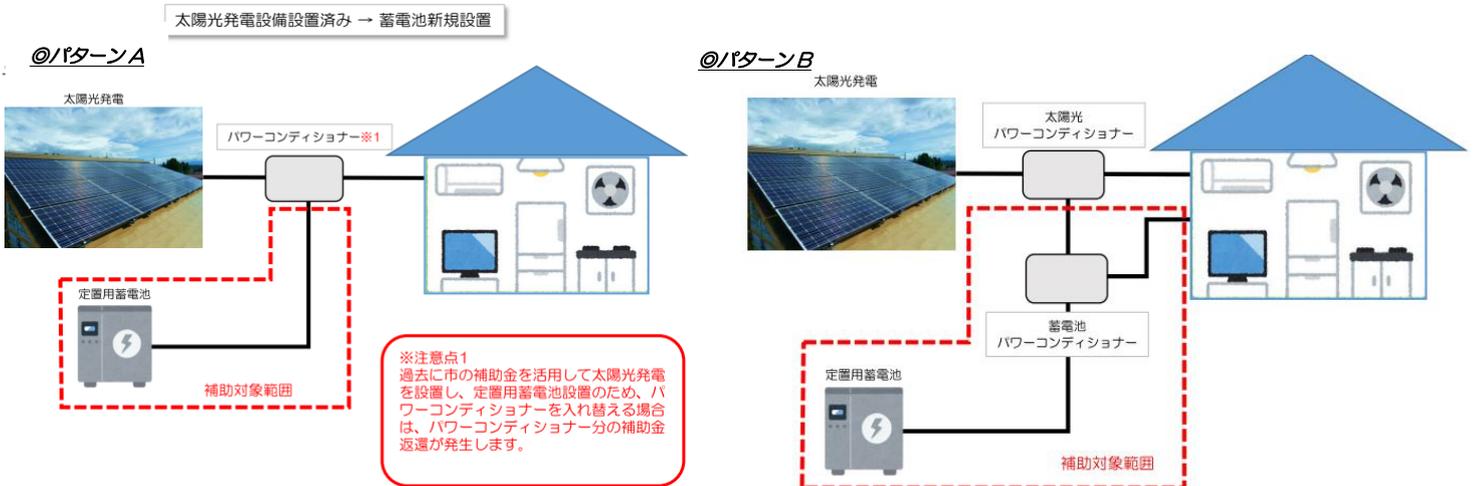
補助対象区分（※申請時点で判断）

区分	判定
当初から市場価格での売電（FIT 売電以外）	○
FIT 売電をしていたが買取期間満了（卒 FIT）し、かつ、変更認定申請済 <sup>※1</sup>	○
FIT 期間中	×

※1：FIT 期間が満了しても、変更手続きを行わない場合は蓄電池の設置はできません。

詳細は資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/faq.html#t\\_q3](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/faq.html#t_q3)



### ②太陽光発電と同時に蓄電池を整備する場合

補助対象区分（※申請時点で判断）

区分	判定
市場価格等での余剰売電（FIT 売電以外）	○
FIT 売電 <sup>※2</sup>	×

※2：申請があれば、太陽光発電のみ補助対象とします。

